

下関市立大学夜間警備及び日直警備業務仕様書

公立大学法人下関市立大学（以下「甲」という。）における夜間警備及び日直警備業務の実施について、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

1 警備等の対象

- (1) 夜間警備の対象は、下関市大学町二丁目 1 番 1 号下関市立大学本館 I・II 棟、A・B 講義棟、学術センター、新集密書庫、学友会館、厚生会館、体育館、下関市立大学敷地内、学外テニスコート（駐車場を含む。以下同じ。）、第二駐車場及び旧医師公舎跡地駐車場（以下「旧公舎駐車場」という。）とする。
- (2) 日直警備の対象は、上記(1)から学外テニスコート、第二駐車場及び旧公舎駐車場を除く部分とする。

2 警備等の目的

乙は、甲の公的性格及び立場を十分理解し、所有又は管理に係る上記対象内の財産、人命の保護に任じ、甲の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 契約の期間

契約の期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

4 夜間警備の任務

乙は、契約の期間中、毎日17時から翌日の8時30分までの間、警備員を1名常時配置し、次の業務を行う。

(1) 巡回警備

次の①のア及びイに掲げる施設につき、当該ア及びイに記載する時間に、記載する回数巡回すること。その際に、②に掲げる業務を合わせて行うこと。

① 施設・回数等

ア 本館 I・II 棟、A・B 講義棟、学術センター、新集密書庫、学友会館、厚生会館、体育館、下関市立大学敷地内の巡回警備（原則として 21 時～23 時 1 回及び翌早朝 1 回）

イ 学外テニスコート、第二駐車場の巡回警備及び旧公舎駐車場（不定时 1

回以上)

② 合わせて行う業務

ア 火災の防止

(ア) 消火器、消火栓、その他消火設備の外観上からの監視

(イ) 指定箇所以外における喫煙者への注意

(ウ) 火災発見時の通報、連絡

(エ) 21時以降の講義棟における冷暖房機、照明の切り忘れへの対応

イ 盗難の防止

(ア) 不審者、徘徊者等の発見時の制止

(イ) 盗難事故等発生時における通報

ウ 誤作動の防止

(ア) A E D動作確認

(2) 出入管理

巡回警備を行っている時間以外は、警備室に詰めて、次の業務を行うこと。

① 外来者の受付と記録

② 電話の対応

③ 甲の職員の身分確認

④ 危険物持込み、不正持出し等の監視、警戒

⑤ 緊急時における関係者への連絡

⑥ 夜間機械警備の操作機の操作

(3) その他、甲及び乙が協議のうえ決定した業務

5 日直警備の任務

乙は、契約の期間中、別紙2「2023年度下関市立大学日直警備業務遂行日一覧表」に定める日にちの8時30分から17時までの間、警備員を1名常時配置し、次の業務を行う。

(1) 出入管理

警備室に詰めて、次の業務を行うこと。

① 構内施設の管理、外来者及び構内施設利用者への対応

② 電話の対応

③ 郵便物等の受領（書留郵便物を除く。）

④ 構内施設の冷暖房機運転管理

⑤ 甲の職員の身分確認

⑥ 危険物持込み、不正持出し等の監視、警戒

⑦ 緊急時における関係者への連絡

## (2) 巡回警備

出入管理を行っている時間以外で、原則として午前1回、午後2回構内の巡回警備を実施し、火災や盗難の発生を防止すること。

(3) その他、甲及び乙が協議のうえ決定した業務

## 6 配置警備員

乙は、業務の遂行にあたって、次の各号に該当する警備員を配置するものとする。

- (1) 警備業務を遂行しうる適性及び能力を有し、警備業法施行規則38条第1項に規定している警備員の教育（基本教育・業務別教育等）を修了した者
- (2) 建物の施設警備業務に継続して2年以上従事している者

## 7 配置警備員の指導教育

乙は、乙の支店又は営業所に、警備員指導教育責任者を常時配置し、警備員に月1回以上の指導教育を行うものとする。

## 8 服装、装備

警備員の服装及び装備品は、乙が制定する次のものを使用する。

- (1) 制服、制帽
- (2) 警戒棒、警笛、帯革、懐中電灯

## 9 報告

- (1) 業務報告 日々の業務終了後、警備報告書により業務報告を行う。
- (2) 月次報告 毎月10日までに、前月の業務状況について報告を行う。
- (3) 事故報告等 事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告を行う。

## 10 備品の設置

業務に必要な備品及び消耗品については、乙の負担により準備、設置、撤去を行う。

## 11 提出書類

- (1) 警備業法に基づく都道府県公安委員会認定証の写し
- (2) 支店又は営業所に配置されている警備員指導教育責任者資格者証（1号業務）の写し
- (3) 配置警備員について、6(2)を証明できるもの

1 2 その他

- (1) 別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙4「特記仕様書（個人情報取扱の保護）」及び別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、協力して解決するものとする。

以 上